※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約 【財政部】

<u>【財政部】</u>						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日	株式会社トラス トバンク	東京都品川区上 大崎三丁目1番1 号	<決済> 決済金額の3% ~3.5% 〈受領証明書発 送BPOサービス 〉	契約相手方が運営する「ふるさとチョイス」は多くの自治体が利用する大手ふるさと納税ポータルサイトであり、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用である。 本ポータルサイトを利用するにあたり、同社と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税決 済関係業務	△和7年4日1日	株式会社池田 泉州銀行JCB 株式会社池田 泉州銀行DC	大阪府大阪市北 区豊崎三丁目 2 番 1 号	<決済> 決済金額の1%	本市が利用しているふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス)において、利用可能な地域金融機関系クレジット会社は同社のみとなることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推 進室)	返礼品調達·送 付等関係業務 委託契約	令和7年4月1日	一般社団法人 八尾市観光協 会	大阪府八尾市北 本町二丁目1番 ペントプラザ20 号	単価契約	本市の魅力を発信することができる返礼品の調達や 発送をする業務であり、委託先については、市内の 様々な地域資源に精通しており、多くの市内事業者と 関わりがあることが必要となることから、その性質や 目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約 【財政部】

	財政部】						
	担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
(		ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日	楽天グループ 株式会社	東京都世田谷区 玉川一丁目14番1 号 楽天クリムゾンハ ウス	決済金額の 約6.3% <決済> 決済金額の	契約相手方が運営する「楽天ふるさと納税」は多くの 自治体が利用する大手ふるさと納税ポータルサイトで あり、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に 有用である。 本ポータルサイトを利用するにあたり、同社と契約す る必要があることから、その性質や目的が競争入札に 適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
(		ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日	株式会社アイ モバイル	東京都渋谷区桜 丘町22番14号 N. E.S.ビルN棟2階	<サイト利用> 決済金額の10% ~12% <決済> 決済金額の1% 月額固定費 4,500円(税別)	契約相手方が運営する「ふるなび」は多くの自治体が利用する大手ふるさと納税ポータルサイトであり、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用である。 本ポータルサイトを利用するにあたり、同社と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
(	才政課 ふるさと納税推 <b>生</b> 室)	ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日		福岡県福岡市中 央区赤坂1丁目16 番5号	月額固定費 30,000円	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、寄附者の利便性向上と事務効率向上を図るためオンラインワンストップシステムを利用する必要があり、本システム(自治体マイページ)は本市が利用するふるさと納税管理システムを提供する事業者が開発したシステムであるため、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

【別以引】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日	ANAあきんど 株式会社	東京都中央区日 本橋二丁目14番 1号	<サイト利用> 決済金額の8%	契約相手方が運営する「ANAのふるさと納税」は寄附者1人あたりの平均寄附金額が高いことが特徴となっており、本市のふるさと納税の傾向に合致する寄附サイトである。本寄附サイトを利用するにあたり、同事業者と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税決 済関係業務	令和7年4月1日	株式会社DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵 比寿南三丁目 5 番 7 号	<決済> 決裁金額の1% 月額基本料 1,500円(税別)	本市が利用しているふるさと納税ポータルサイト(ANA のふるさと納税)において、利用可能な決済サービス会社が同事業者のみとなっており、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税支 援業務	令和7年4月1日	アマゾンジャパ ン合同会社	東京都目黒区下 目黒一丁目8番 1号	<サイト利用> 決済金額の 3.8%	契約相手方が運営する「Amazonふるさと納税」は多くの自治体が利用する大手ふるさと納税ポータルサイトであり、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用である。本ポータルサイトを利用するにあたり、同社と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

【別以引】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (ふるさと納税推 進室)	ふるさと納税支 援業務	令和7年7月10日	株式会社さとふる	東京都中央区京 橋二丁目2番1号	<サイト利用> 決済金額の約 12%	契約相手方が運営する「さとふる」は多くの自治体が利用する大手ふるさと納税ポータルサイトであり、全国に広く寄附を募るための媒体として非常に有用である。 本ポータルサイトを利用するにあたり、同社と契約する必要があることから、その性質や目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財政課 (ふるさと納税推 進室)	返礼品提供業 務委託契約	令和7年9月1日		大阪府八尾市北 亀井町三丁目1番 72号 他		ふるさと納税の返礼品として取り扱うためには、総務省が定める地場産品基準及び本市の基準に適合し、総務省における承認を受けた商品やサービスである必要があるが、当該条件に該当する商品等を返礼品として提供するためには、当該商品等を製造等する事業者と契約する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財産活用課	公用車貸出等 事務業務	令和7年4月1日	公益社団法人 八尾市シル バー人材セン ター	八尾市宮町1丁目 10番32号		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年 法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材セ ンターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約 【財政部】

【財政部】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民税課	地方税電子申告・納税システムサービス提供業務に係る 契約		株式会社 イン テック 行政システム 事業本部 西日本公共ソ リューション部	大阪市中央区久 太郎町一丁目 6 番 2 9 号 JRE堺筋本町スク エア	2, 257, 200	本件業務を提供できる契約の相手方は、機構が定める「認定委託先事業者」として登録された者に限定されています。前年度契約業者と令和7年度個人市・府民税当初賦課決定に向けて既に複数回の検証・データ連携をしていますが、契約業者が変わることでデータの移行と連携、再度複数回の検証に時間を要し、令和7年度個人市・府民税当初賦課に支障をきたすと考えられ、本システムを切れ目なく利用する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	八尾市税関係 システム運用保 守業務委託契 約	令和7年4月1日	株式会社 ア イネス 営業本部	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目38番11号	27, 482, 400	本システムは、契約相手方が開発したパッケージシステムを八尾市向けにカスタマイズしたものであり、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

【財政部】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民税課	令和7年度税制 改正対応のた めの八尾市税 関係システム改 修業務委託契 約	令和7年4月1日	株式会社 ア イネス 営業本部	東京都中央区日 本橋蛎殻町一丁 目38番11号	5, 142, 500	本システムの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	令和7年度固 定資産(土地) 評価業務	令和7年6月19日	一般財団法人 日本不動産研 究所近畿支社	大阪市北区堂島 一丁目1番5号 関電不動産梅田 新道ビル2階		本業務については、本市の評価システムや、都市計画区域・用途地域などの状況に精通している必要があり、本市の評価替え業務に携わった同社以外では実施することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	令和8年度の 固定資産税(土 地)の価格修正 において活用 する標準宅地 の時点修正に 関する業務	令和7年7月1日	公益社団法人 大阪府不動産 鑑定士協会	大阪市西区阿波 座一丁目6番1 号JMFビル西本町 018階	, ,	本業務については、評価基準に定める地価公示価格等との調整、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整が必要であり、同社以外に実施できるものがいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
納税課	八尾市コンビニ エンスストア等 収納代行業務 委託契約	令和7年4月1日	株式会社NTT データ	東京都江東区豊 洲三丁目3番3 号	一部単価契約 (年間見込額) 12,589,500	じざるン人ナムを情楽している。また、合コノヒーから   の納付データ及び収納金を取りまとめ、収納データの
納税課	口座振替データ 分割統合業務 委託契約	令和7年4月1日	株式会社 DACS	大阪市中央区瓦 町一丁目4番8号	一部単価契約 (年間見込額)	当該業者とは平成24年度に指名競争入札により契約。以降対象種目の追加に伴い、導入コストや各システムとの適合改修、金融機関とのシステム調整期間の必要性を考慮して、現行システムに係るサポートが必要不可欠であることから同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
納税課	預貯金等照会 電子化サービ ス利用契約			大阪市中央区瓦 町一丁目4番8号	1, 539, 872	当該契約業者は、当市が預貯金等照会業務を行う上で必要不可欠な、本市指定金融機関である株式会社りそな銀行をはじめとした大手都市銀行を対象とし、また、本市及び近隣市に支店を有する金融機関の多くを対象としたサービス事業者であり、他に同等のサービスを提供する事業者が存在しないことから、同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約 【財政部】

【財政部】						
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
臨時特別給付金 プロジェクトチー ム	八尾市定額減 税補足給付金 (不足額給付) 給付業務	令和7年4月1日	株式会社アド電通大阪	大阪市北区中之 島3丁目2番4号	122,042,189円	当該給付金については、可能な限り速やかな支給が 求められており、早急に実施する必要から競争入札に 付する時間的余裕がなく、また、同時期に全自治体の 当該給付金業務が集中するため、入札では確実に委 託先を確保することが困難である。また、同社は令和 6年度に実施した八尾市定額減税補足給付金(調整 給付)給付業務を受託しており、当該給付金は調整給 付の不足額を支給する一連の事業であって、書類調整 給付の不足額を支給する一連の事業であって、書類調整給付を踏まえ継続した対応が不可欠である。さら に、当該給付金は新たな経済に向けた給付金・定額 減税一体措置として実施されるもので、現在同社へ委 託する八尾市物価高騰対応重点支援給付金(国・市 支援[繰越分])給付業務と一体的に実施することが 不可欠であるとともに、現在設置している市民対応窓 口及びコールセンター等関連機器一式を利用すること ができ、限られた時間で迅速かつ正確、丁寧な対応 に、現られた時間で迅速かつ正確、丁寧な対応を 実施するためには、同社と契約締結することが合理的 であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の 住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
臨時特別給付金 プロジェクトチー ム	八尾市定額減 税補足給付金 (不足額給付) 給付管理シス テム導入業務	令和7年5月21日	行政システム 株式会社大阪 支店	大阪市淀川区宮 原4丁目5-11	7,396,400円	同社は、八尾市定額減税補足給付金(調整給付)給付管理システム導入業務の受託業者であり、本市の住基データ、税データ等の取扱い経験を有し、八尾市定額減税補足給付金(不足額給付)の対象者管理・抽出は同システムと関連して実施しなければならず、限られた時間で正確かつ迅速に給付金の支給を行うことができるのは同システム導入受託業者のみとなるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)